

令和4年度県産品販売会等開催支援事業補助金 Q & A

(1) 応募・申請条件について

Q1：販売会を開催する補助事業者が複数の場合（共同開催）でも、応募・申請可能か？

A1：応募・申請は1者で行ってください。共同開催の場合、代表となる1者が応募・申請を行ってください。

Q2：販売会を主催する補助事業者自身も「県産食品事業者」であり、自らが主催する販売会に出展する場合でも応募・申請は可能か？

A2：販売会を主催する補助事業者自身が一参加事業者として出展することも可能です。

Q3：交付要綱第4条第1項の「県産食品事業者または県産工芸品等事業者が8者以上」、「8者以上の県産食品または県産工芸品等を20種類以上」というのは、販売会等の開催中常時求められる数か、または累計（延べ）数か？

A3：販売会等の開催期間中の累計（延べ）数となります。

(2) 補助対象経費について

Q4：予定していた販売会が急遽中止となった場合、キャンセル料は補助対象となるか？

A4：自己都合による中止の場合は補助対象となりません。

ただし、自然災害や新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出等による中止の場合は、検討いたしますので、宮城県食産業振興課県産品販売支援班あてご相談ください。

Q5：「新型コロナウイルス感染対策に要する資材」には、キャッシュレス決済機器の調達費用は含まれるか？

A5：あくまで事業の実施に必要な「資材」の購入費ですので、事業終了後も長期的に使用可能な備品類（キャッシュレス決済機器等）は補助対象外となります。

Q6：その場で調理した飲食料品を提供する、いわゆる「出店（でみせ）」も補助対象となるか？

A6：本補助金で想定している販売会等の参加事業者（県産食品事業者）は、交付要綱第2条にあるとおり、日本標準産業分類に規定する「食品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業」、「飲食料品卸売業」、「農業」、「漁業」に係る業者としておりますので、その場で調理した飲食料品を提供する、いわゆる「出店（でみせ）」は補助対象外となります。

Q7：「南東北物産展」を企画しており、宮城県の他に、山形県や福島県の販売エリアを設置する予定であるが、補助対象となるか？

A7：宮城県の販売エリアで、交付要綱第4条の要件を満たしていれば、宮城県の販売エリアに係る経費のみ補助対象となります。会場借用料等は、会場全体の面積を宮城県の販売エリアの面積で按分した金額が補助対象となります。

(3) その他

Q8：新型コロナウイルス感染防止対策は、どのような内容を実施すればよいか？

A8：① マスク等の着用，② 手指消毒薬の常備・使用，③ 参加事業者や会場スタッフの体調・体温管理，④ 飛沫防止パネル等の設置，⑤ ソーシャルディスタンスの確保，⑥ 会場内の十分な換気の徹底 等が挙げられます。特に、マスク着用や手指消毒等は来場者にも協力を呼びかけてください。

その他、販売会を開催する会場の管理者等が定めた新型コロナウイルス感染防止対策に従ってください。

Q9：販売会型事業を実施する際、補助金交付申請後に、「県産食品事業者または県産工芸品等事業者」の数が交付要綱第4条第1項の要件「8者以上」を満たさなくなった場合、どうするのか？

A9：速やかに宮城県食産業振興課県産品販売支援班あてご連絡ください。様式第3号「中止（廃止）承認申請書」を提出していただき、補助事業の中止（廃止）手続きを行います。

なお、交付申請後に参加事業者や取扱商品の入れ替わりが発生した場合でも、交付要綱第4条の要件を満たしていれば中止の必要はありません。

お問い合わせ先

宮城県農政部食産業振興課 県産品販売支援班

○電話：022-211-2815

○FAX：022-211-2819

○E-mail：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

○HP：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>